

説明用資料

令和7年度 第1回

茨木市住居表示審議会

令和7年8月21日

住居表示とは

- 住居表示とは、住居表示に関する法律（昭和37年施行）に基づいて表される住所
- 街区方式と道路方式があり、日本では街区方式が一般的
- 街区方式では『町名 + 街区符号 + 住居番号』で住所が表される

茨木市

駅前三丁目

8番

13号

町名

街区符号

住居番号

- 規則正しく街区符号と住居番号が割り当てられる

住居表示制度について①

◎ 住居表示を実施しない場合

町名や大字名に、土地の番号である「地番」を付して、住所や所在地を表示

課題

- 土地の分筆、合筆が土地所有者の自由に行われ、それにより枝番号、欠番号、飛び番号が生じることがある。
- 1筆の土地が広い場合は、多数の家屋が同一番号となる。
- 1筆の土地が狭い場合は、一つの家屋が数筆の土地にまたがる。

具体的な支障として想定されるのは…

緊急車両や郵便事業者、はじめてその町を訪れる人などが目的地を探すことが困難になる。

住居表示制度について②

◎ 住居表示を実施する場合

- ・道路や水路などを区域界とした町に改める。
- ・建物専用番号である街区符号と住居番号により住所を表示する方法を採用。

メリット

- ・町の区域が整然とし、町界が道路、水路等で画され、住居番号が一定の基準で配列されるため、町の区域が分かりやすく、住所の検索が容易になる。
- ・土地の表示と切り離して住居の表示をするので、住所が土地の分筆等の影響を受けない。

住居表示実施までの流れ①

市街地の区域、住居表示の方法に関する議会の議決

議決内容

- ①市街地の区域 … 今後、住居表示を実施する区域の設定
- ②住居表示方法 … 住居表示法第2条で定める方式から選択
 - ・街区方式 … 町の区域を道路等で区画した街区につける符号と、街区内の建物等につける番号によって表示
 - ・道路方式 … 道路の名称と、当該道路に接し、又は当該道路の通ずる通路を有する建物等につける番号によって表示

※平成14年6月議会において議決済(議決日：H14.6.11)

- ①市街地の区域 … 彩都西部地区、中部地区、東部地区
- ②住居表示方法 … 街区方式

住居表示審議会へ諮問、答申(市案の確定)

本日

※住居表示に関する重要事項(町名、町界)の調査審議

住居表示実施までの流れ②

町名案、町界案の公示(住居表示法第5条の2)

9~10月

公示期間：30日間

※町・字区域内に住所を有する選挙権がある者は、
50人以上の連署によって変更請求が可能

町名、町界に関する議会の議決

12月

町名、町界に関する市長の告示

R8年1月

[告示内容] 町名、町界

住居表示実施までの流れ③

街区符号、住居番号の付定

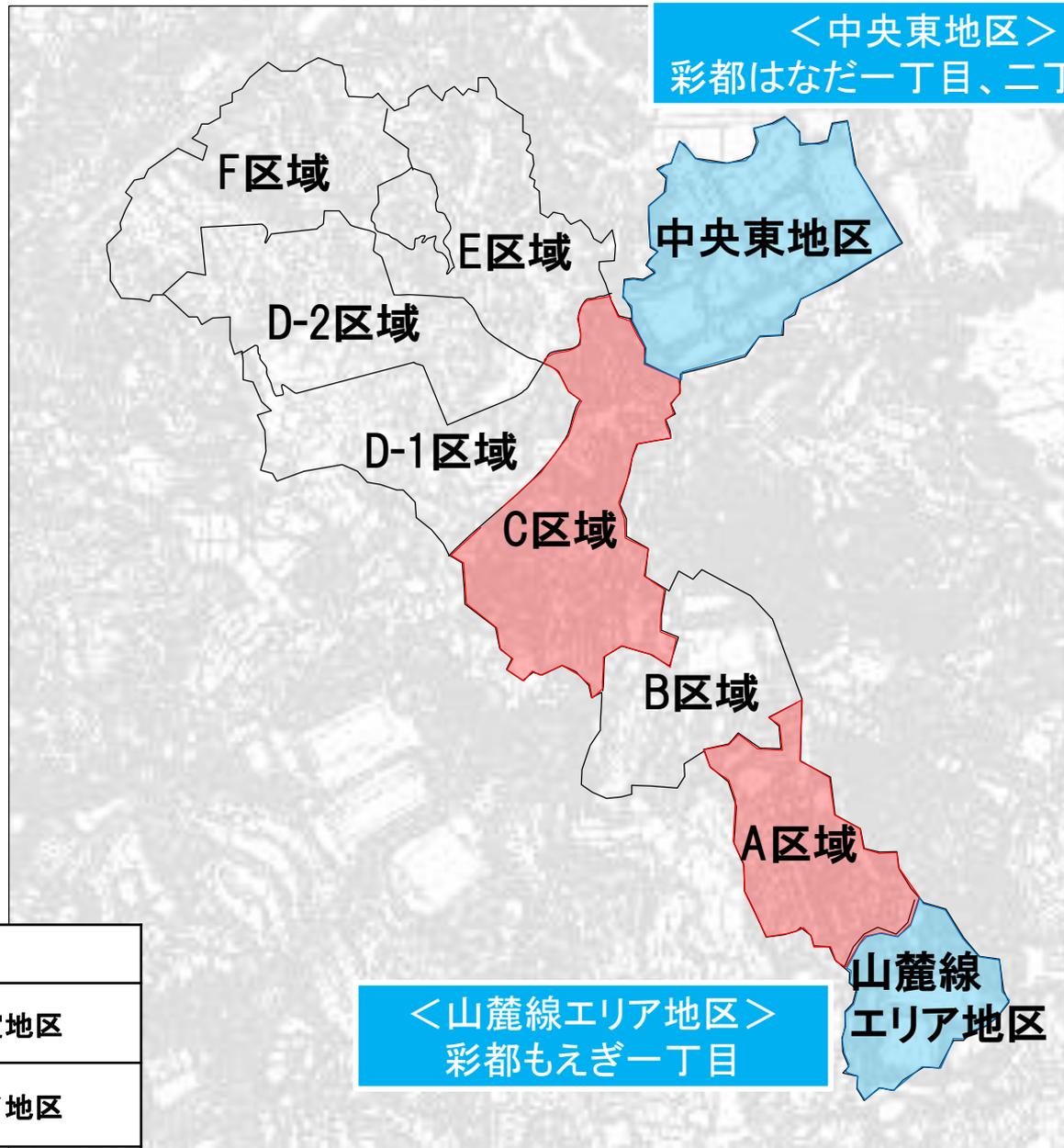


住所表示実施に関する市長の告示

住居表示実施

[告示内容] 実施区域、実施期日、住居表示の方法、
街区符号、住居番号

※関係人、関係行政機関、大阪府へ通知・報告



凡 例	
	住居表示 予定地区
	住居表示 完了地区

(参考) 彩都東部地区 先行区域の状況

大阪経済の発展に寄与するものづくり産業の立地

東部地区では、先行して供用開始された山麓線エリア地区、中央東地区において、(株)資生堂・大阪茨木工場／西日本物流センター（大阪工場の機能を一部移転・拡充）や、(株)瑞光（本社機能移転、工場集約化）が立地するなど、ものづくり産業の受け皿としての役割を担っている。

山麓線エリア地区（約25ha）

▼全体



←
道路沿い法面の植栽により、緑にあふれた潤いのある沿道景観を形成

▼(株)資生堂大阪茨木工場／西日本物流センター



←
「環境に配慮したサステナブルな工場」として、工場と物流施設が隣接

出所：(株)資生堂HPより

中央東地区（約47ha）

▼全体



▼(株)瑞光



←
設計から生産までを一貫して行えるマザー工場を設立

出所：(株)瑞光HPより

彩都東部地区A区域の状況

主に、産業・研究開発施設の誘致を図る区域

▼工事状況(令和7年3月26日)



▼施行者
阪急阪神不動産株式会社

▼施行区域面積
約3.1ha

▼事業状況

令和3年11月	土地区画整理事業施行認可
---------	--------------

令和4年度	工事着手
-------	------

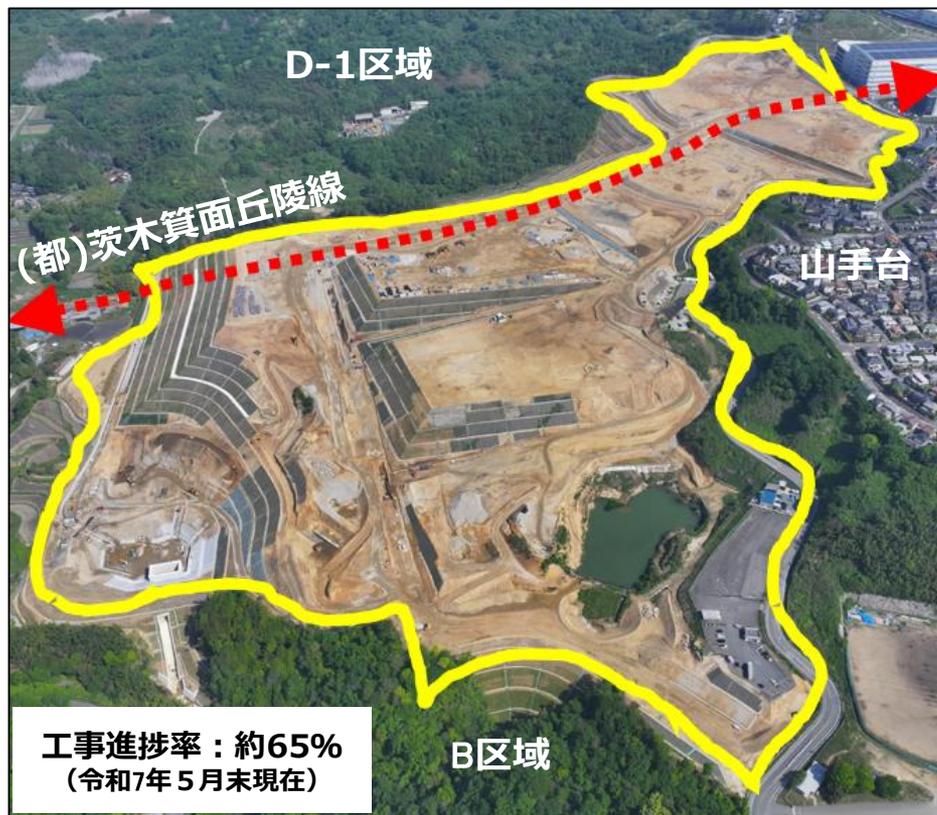
令和7年度	仮換地指定(予定) 一部使用収益開始(予定)
-------	---------------------------

令和8年度	土地区画整理事業終了(予定)
-------	----------------

彩都東部地区C区域の状況

主に、広域から集客できる複合的な商業施設と産業・研究開発施設の誘致を図る区域

▼工事状況(令和7年5月13日)



▼施行者

茨木市彩都東部地区C区域土地区画整理組合

▼施行区域面積

約49ha

▼事業状況

令和3年9月	土地区画整理組合 設立認可
--------	------------------

令和3年10月	土地区画整理組合 設立総会
---------	------------------

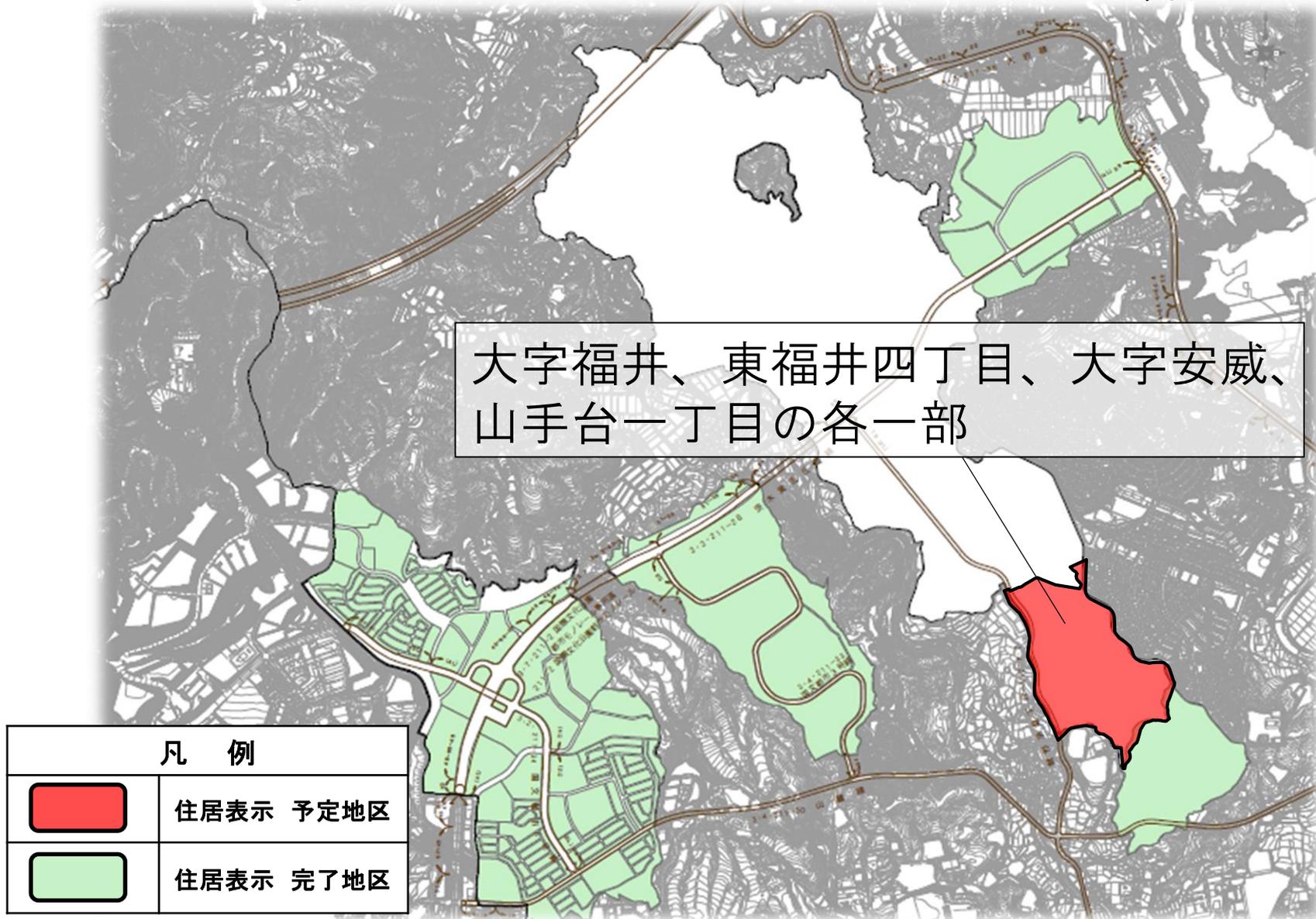
令和4年度	工事着手
-------	------

令和6年度	仮換地の指定
-------	--------

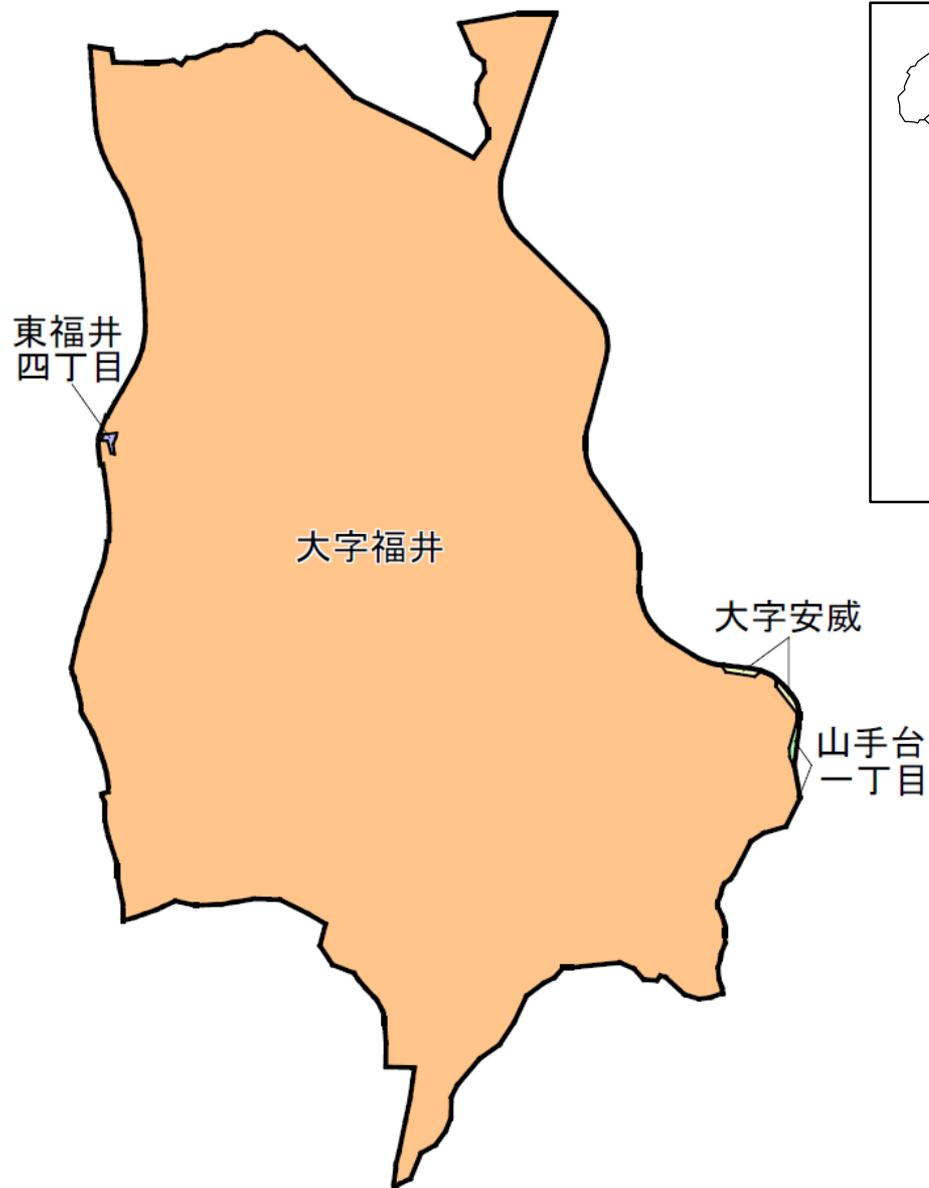
令和7年度	一部使用収益開始 (予定)
-------	------------------

令和8年度	組合解散事業完了 (予定)
-------	------------------

審議案件 1 予定地区(広域)



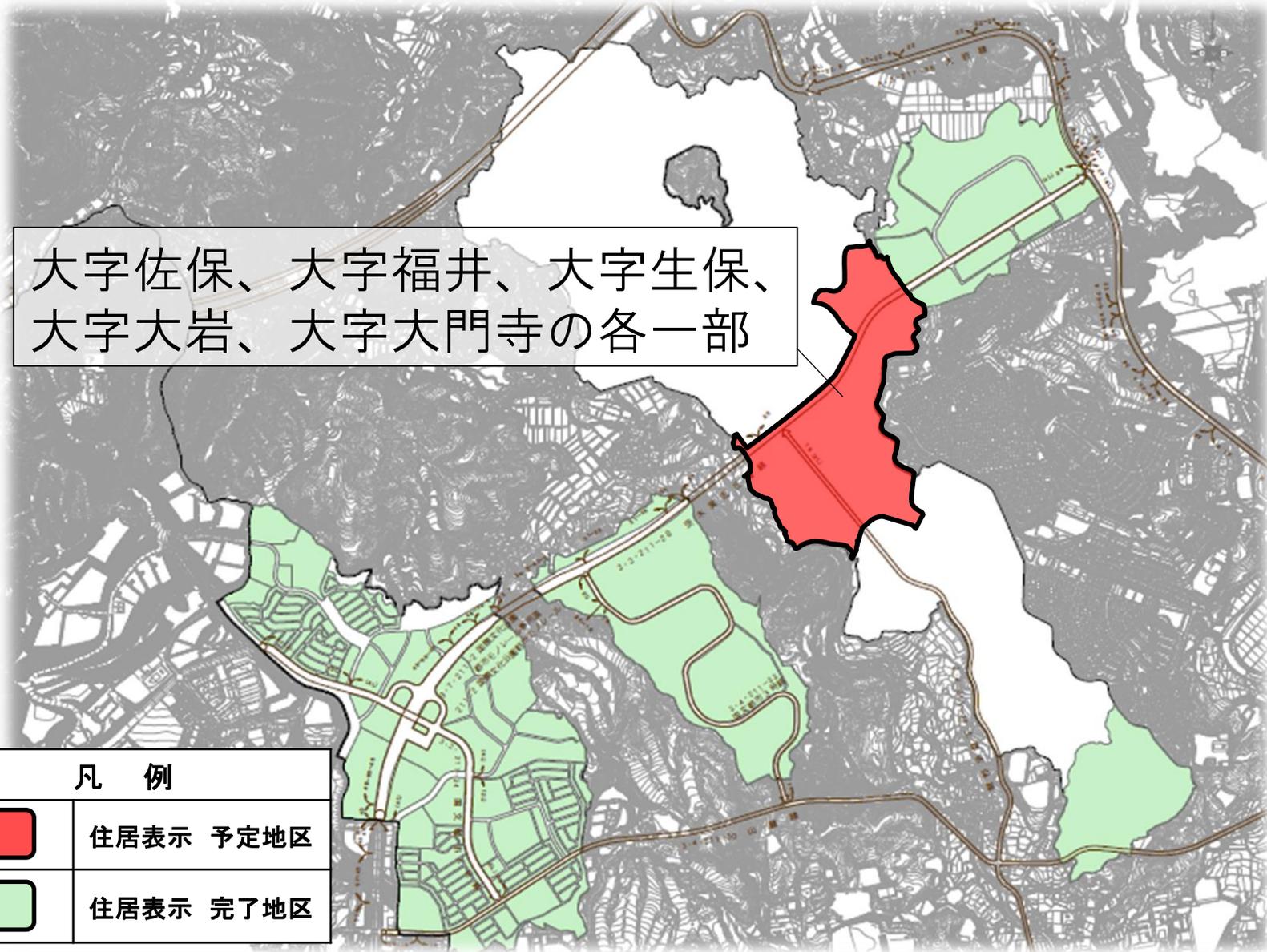
審議案件 1 予定地区 (詳細)



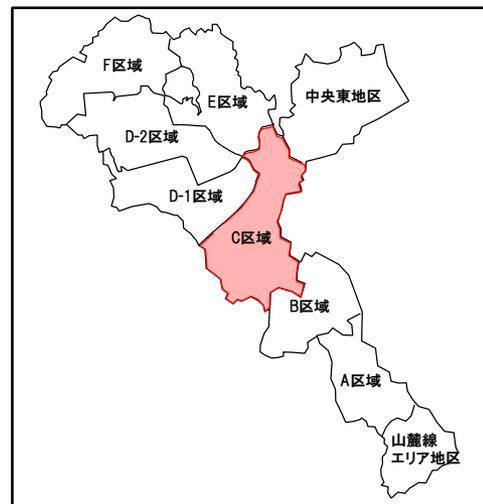
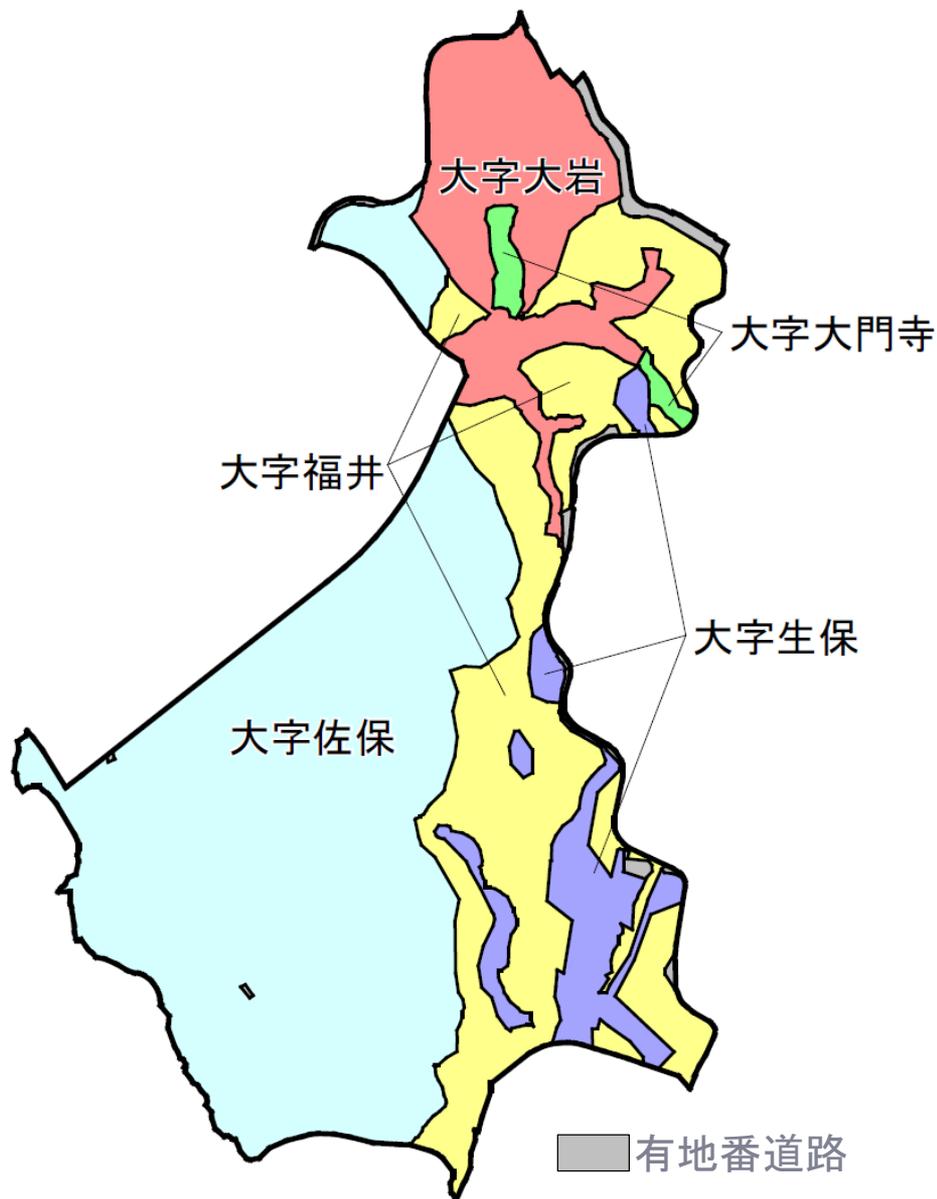
審議案件 2 予定地区(広域)

大字佐保、大字福井、大字生保、
大字大岩、大字大門寺の各一部

凡 例	
	住居表示 予定地区
	住居表示 完了地区



審議案件 2 予定地区 (詳細)



彩都の町名案の基本的な考え方

1 彩都を冠に

彩都に住み、働く誇りと愛着を感じてほしいとの思いと、まち全体のテーマ性、統一感を考慮し、まちの愛称である「彩都」を冠とした町名とする。

2 多彩な機能を有する都市を表現

多彩な機能と季節の彩りや明るさをもつまちのイメージを表現するため、日本の伝統色を用いる。

3 シンボルカラーによるまちづくり

伝統色を町名とすることで、地区のシンボルカラー化、サインなどのまちのしつらえへの展開などにより、都市や地区のイメージの確立を図る。

平成14年度住居表示審議会 答申

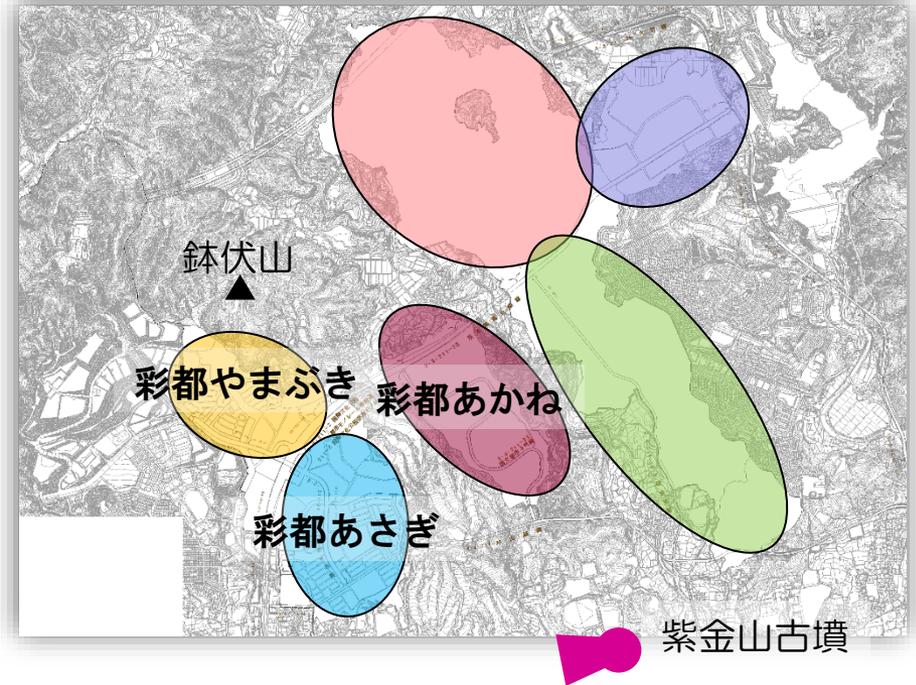
彩都の住居表示について

- ① 6つの町名案をもとに、段階的に実施するに際しては、再度、町名案の趣旨を本審議会へ説明し、町の区域案について諮問を行い、答申を得ること。
- ② 町名案をまちづくりにも活用し、彩都の魅力向上を図ることが重要
⇒ 町名案の趣旨を広く周知し、彩都全体の個性化や魅力づくりにつながるよう努力すること。
- ③ ・ 町名案は、旧来の名称等との関係を勘案しつつ、伝統色を用いるという新たな発想を取り入れたものであり、町名案の理由を市民に幅広く周知するよう努めること。
・ 旧来からの地名は地域の資産であることを踏まえ、緑地や橋梁等の施設名として利用するなど、その継承に努めること。

彩都の町名案とその由来① 実施済

「彩都やまぶき」(平成19年1月実施)

ランドマークである鉢伏山を望む地域であり、彩都は21世紀にまちびらきを迎える新しい時代の複合機能都市であり、山に向かって新しいまちの新風(まちの息吹)が吹き抜ける地域をイメージし、「やまぶき」とする。



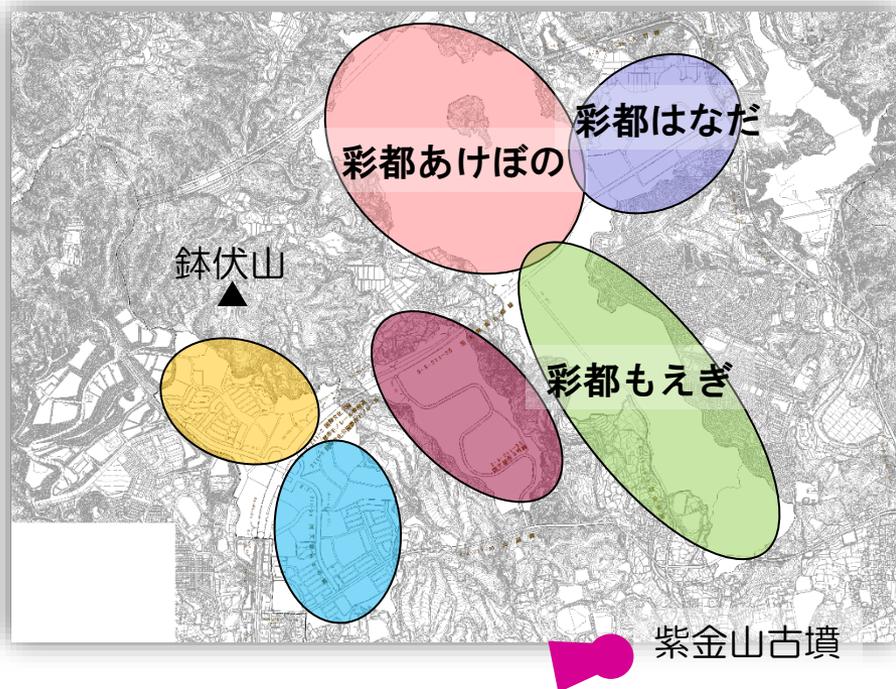
「彩都あさぎ」(平成16年1月実施)

旧豊川村にあたる。勝尾寺川や川合裏川の豊かな川のイメージ(あさぎは水色とも呼ばれる)と、南斜面の地区から開ける青空(快晴の日の空の色をあさぎ色と呼んだ)をイメージし、「あさぎ」とする。

「彩都あかね」(平成28年1月実施)

この地区の南に前期の前方後円墳である「紫金山古墳」がある。中部地区は、この古墳を見渡す位置にあり、「紫」の枕詞である「あかねさす」から、「あかね」とする。

彩都の町名案とその由来②



「彩都はなだ」

安威川の「あい」から、藍でまちを染めることをイメージし、純粹の藍で染めた色（はなだ色）のイメージから。

「彩都あけぼの」

地区の西を流れている佐保川の由来とされる佐保姫は春を象徴しており、「春はあけぼの（枕草子）」という言葉や、椿の名所である椿山を囲む地域であり、曙という椿もあることから。

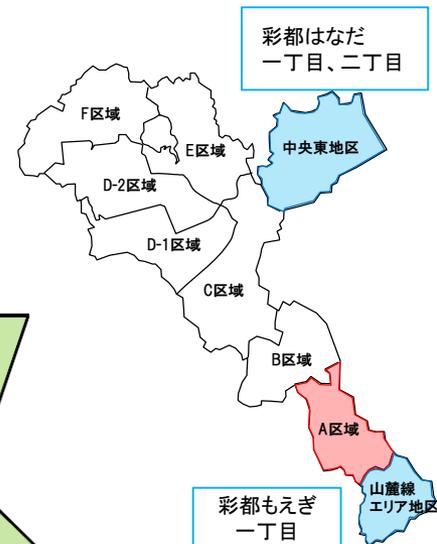
「彩都もえぎ」

佐保川流域であり、地区の大半を占める旧福井村は、旧名「幸井（さくい）」と呼ばれ、若葉の季節から花が「咲く」地域であったことを踏まえ、春を象徴する若葉が萌え出る色（もえぎ色）のイメージから。

審議案件 1 町名案

今後の区画整理事業の進捗も見据え、

『彩都もえぎ二丁目』とする。



今後、B区域が事業化するにあたっては、『彩都もえぎ三丁目』で実施する。

彩都もえぎ二丁目

審議案件 2 町名案

(都)茨木箕面丘陵線の南側を境界線として、

北側を『彩都あけぼの一丁目』

南側を『彩都もえぎ四丁目』とする。



《町界の考え方》

(都)茨木箕面丘陵線を境界として町界を分ける。

(参考)住居表示実施基準

境界線である道路が東西線の場合は、南側の側線を境界とする (第1-1(1))。

彩都あけぼの一丁目

※今回住居表示を実施しない

(都)茨木箕面丘陵線

彩都もえぎ四丁目



小学校・街区表示板等にあさぎ色を使用



街区表示板等にやまぶき色を使用



街区表示板等にあかね色を使用



公園内、街区表示板にはなだ色を使用



建物、街区表示板にもえぎ色を使用



旧来の地名などを橋梁などの名称に活用



実施までのスケジュール

8月21日 … 住居表示審議会へ諮問、答申



9～10月 … 町名案、町界案の公示
(変更請求期間:30日間)



12月 … 町名、町界に関する議会の議決



1月 … 住居表示実施

《参考》街区割案について

茨木市住居表示実施基準より

第1－3（街区割）

街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の道路その他恒久的な施設等によって区画する。

第1－4（街区符号の付け方）

元茨木川緑地、茨木川又は佐保川を境に、東地区は阪急茨木市駅、西地区はJR茨木駅を中心（彩都西部地区内は大阪モノレール彩都西駅を中心）として、その中心となる場所に最も近い街区を起点として、一定の基準により順序よくつけるものとする。

《参考》街区割案(審議案件1及び2)

